

商標・著作物における付記的記号について

——今更聞けないシリーズ (3)——

網 野 友 康*

抄 録 ®はregistered trademarkを示す記号であり、TMはtrademarkを示す略称である。ともに商標法上の根拠のある表示ではないものの、積極的に表示することにより自己の登録商標の存在や、自己が使用する標章が商標であることを公示する効果があり、使用する際に注意すべき点がある。また、©はcopyrightを示す記号であり、方式主義をとる国においては表示義務があるものの、無方式主義をとる日本においては著作権法に表示に関する規定はない。しかし、©を表示することにより著作権者が存在し、無断で複製等の使用をしないように注意を喚起する効果や、損害賠償事件において過失の立証が容易になる等の効果がある。

目 次

1. はじめに
2. ®の表示について
 2. 1 ®の表示の意味
 2. 2 日本における登録商標の表示
 2. 3 ®の表示位置・効果及び注意点
3. TMの表示について
 3. 1 TMの表示の意味
 3. 2 TMの表示位置・効果及び注意点
4. ©の表示について
 4. 1 ©の表示の意味
 4. 2 ©の表示方法・表示位置・効果
5. さいごに

1. はじめに

日頃、商標及びその周辺問題に関しての様々な相談を受けますが、その中に商標に付する記号や略称である®記号及びTM表示の有する意味や、®記号及びTM表示を付することの効果、注意点等に関する相談があります。本稿では相談者に対して一般的に回答している事由を中心として説明するとともに、著作権において用いられている©記号についても簡単な説明をい

たします。

2. ®の表示について

2. 1 ®の表示の意味

®はregistered trademarkを示す記号であり、この記号を付すことにより登録された商標であることの実を示すものです。しかしながら、この記号は後述するとおり日本において法律上規定された登録商標の表示ではありません。

米国商標法では登録された商標に、「Registered in U.S. Patent and Trademark Office」若しくは「Reg. U.S. Pat. & Tm. Off.」の語又は円で囲んだ文字R、即ち、®を付すことにより自己の標章が登録されている旨を公示することができるとされています。文言上表示の義務化はされておきませんが、若しこれらの表示がなされていないと、侵害訴訟において、登録商標の存在を相手方が知っていた事実を示す証拠の提出を商標権者がしなければならず、登録された商標権侵害に対する迅速な処理が困難とな

* 弁理士 Tomoyasu AMINO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る不利益がありますので、この意味では表示義務があるように解釈されます。

なお、前記表示がパッケージデザイン等の制約により商標とともに表示出来ない場合がありますが、そのような場合には商標が自己の登録商標であることをパッケージやカタログ等に明示しておけば、前記表示と同等の公示力があるものとされております。日本においても「〇〇（商標）は当社の登録商標です。」のような表示をよく見かけますが、このような表示が米国における公示力のある表示となりますし、日本においても効果のある表示と思われれます。

2.2 日本における登録商標の表示

商標法第73条は商標登録表示につき定めており、商標権者等に指定商品、指定役務に商標を付す場合には、その商標が登録商標である旨の表示を付するよう努めなければならないと訓示的に規定されていますが、商標登録を受けた場合に登録商標である旨の表示をしなければならないとの義務化はされておられません。また、商標登録表示については施行規則第17条に定められておりますが、商標登録表示は「登録商標」の文字及びその登録番号又は国際登録番号とするとされており、®は商標登録表示に含まれておりません。

商標登録表示に関する規定は昭和34年（1959年）の法改正時に導入された規定であり、®を商標登録表示するか否かの議論があったようです。しかし、他国からの輸入品の商標に®の表示があり、我国で未登録であったような場合に虚偽表示に該当し（商標法第74条）、刑事罰の対象となる虞があるため、流通の障害となることを考慮して、®を商標登録表示として規定しなかった背景があるそうです。1959年の法改正時にこのようなことが議論されていたのですから、いつ頃からは特定できませんが、®を商標に付する行為はかなり古くから行われていた

ようです。また、現在でも商標法上の商標登録表示が「商標登録第0000000号」のように長いことから、登録商標に®の表示を付することは一般的に行われており、商品商標や役務商標に®の表示がされていれば、取引者・需要者も商標登録を受けた商標として認識する状態にあるのが現状です。

2.3 ®の表示位置・効果及び注意点

®の記号を登録商標に表示する位置については、商品のパッケージのデザインやサービスの提供において使用される商標の態様により決定すれば良く特に制約はありません。

なお、デザイン上の制約により®を商標に付すことが不可能な場合に、パッケージやカタログ等において「〇〇（商標）は当社の登録商標です。」のような表示がなされていることは前述の通りです。

®を登録商標に表示する効果としては、前述の通り®が社会通念上登録を受けた商標であることを認識させることから、商標の模倣盗用を抑制し商標権侵害を未然に防止することが考えられます。また、新商品・役務の登録商標のような場合、一般に広く使われるようになると、普通名称化する虞がありますが、®を登録商標に表示することにより、新商品・役務を紹介する記事や辞書等において普通名称として使用されることを防止する効果もあると思われれます。

なお、未登録の商標に®を付すことの可否に関する質問がよくあります。®は商標法上の商標登録表示でないことから、未登録の商標に®を付しても虚偽表示の刑事罰には該当しないとの解釈もあり、現に刑事罰に処せられたような事例も存在しないことから、問題はないとの説もあります。しかしながら、®が社会通念上登録を受けた商標であることを認識させるのが現状であり、取引者・需要者に誤認を与えることとなりますので、今後も虚偽表示とされないとい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いう保証はありません。従って、®を付すことは登録後に行うというのが注意点となります。また、®の表示は世界的に行われていることもあり、輸出品の場合には相手先国での商標登録を受けること、未登録の場合には表示しないこと等も注意すべきことと思われま

3. TMの表示について

3. 1 TMの表示の意味

TMはtrademarkを示す略称であり、この略称を付すことにより自己が使用する標章を商標として認識して使用していることを示すものですが、法律上の根拠のある表示ではありません。

米国では商品に関するマークにTMの表示を、サービスに関するマークにSMの表示が行われて区別されているようですが、我国の商標法では「商品商標」「役務商標」のように区別されており、ともに「商標」であることからTM及びSMの区別をすることなく、TMの表示があれば「商品商標」又は「役務商標」であることを一般的に認識させます。TMの表示に法律上の根拠はありませんので、自己が使用する標章につき、それを自己が商標として認識すればTMの表示をすることが可能であり制約はありません。従って、未出願の商標、出願中の商標及び登録済の商標の何れにも表示可能です。

3. 2 TMの表示位置・効果及び注意点

TMの略称を商標に表示する位置については、®の記号と同様に商品のパッケージのデザインやサービスの提供において使用される商標の態様により決定すれば良く、特に制約はありません。

TMの略称を商標に表示する効果としては、自己が商標として認識して使用していることを公示すること、及び、出願中の商標の場合には模倣盗用を未然に防止すること等が考えられま

す。また、識別性が弱いと同業他社が使用していないため継続使用により識別力を獲得したような商標の場合に、自己が商標として認識して継続使用してきたことの証明となる効果もあると思われま

す。なお、デザイン上の制約によりTMの表示を商標に付すことが不可能な場合に、パッケージやカタログ等において「○○(商標)は当社の商標です。」の表示をすることにより同様の効果を得ることが可能となります。

特筆すべき注意点はありますが、前述の効果もありますので、出願中の商標についてはTMの略称を商標に表示するか、又は、パッケージやカタログ等において「○○(商標)は当社の商標です。」の表示を積極的に行うことをお勧めします。

4. ©の表示について

4. 1 ©の表示の意味

©はcopyrightを示す記号であり、この記号を付すことにより自己が著作権者であることを示すものですが、日本の著作権法上は義務化されている表示ではありません。

著作権者が著作権を享有するために、著作権の登録や、公証人による証明等を必要とする方式主義を採用した国においては©を表示することが義務となりますが、日本においては著作権の享有のために何らの方式も要求されない無方式主義を採用しておりますので、著作権法にも規定されていないものです。

4. 2 ©の表示方法・表示位置・効果

万国著作権条約第3条において、方式主義をとる国における著作権表示について規定されておりますが、©の記号、著作権者の名及び最初の発行の年を必要条件としているため、我国でもそれに倣い、例えば「©2007.AMINO Tomoyasu」のような表示方法が多数を占めて

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

おります。また、「Copyright©2007.AMINO Tomoyasu」や「Copyright©2007.AMINO Tomoyasu All Rights Reserved」等も見かける表示です。なお、著作権の表示は我国においては義務ではありませんので、表示方法を工夫し「Copyright by AMINO COMPANY LTD.」のような表示をしている例も見受けられます。

表示位置は業界毎の慣行に従い行われており、例えば書籍においては奥付部分に表示されています。©の記号の表示を付しても法律上の効果はありませんが、著作権者のいる著作物なので無断に複製等の使用をしないように注意を喚起する効果は認められます。

また、著作権法には過失の推定規定がありませんので、©等の著作権の存在を示す表示をしておくことにより、損害賠償事件において著作権侵害者の過失の立証が容易になるという効果があると考えられます。

5. さいごに

商標に関しては使用に関する社内基準を定めた会社が既に多数存在しますが、社内基準の定めがないような場合には、少なくとも®記号の表示やTM表示を積極的に推進するための社内基準を定めることをお勧めします。

(原稿受領日 2007年10月25日)

